

宇和島市業務委託最低制限価格制度試行要領の運用について

令和3年4月1日

宇和島市業務委託最低制限価格制度試行要領（以下「要領」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を下記のとおり定めるものとする。

記

第1 最低制限価格制度の適用対象外業務委託（要領第2条関係）

市長が最低制限価格制度適用対象外と認める業務委託は、以下とおりとする。

- (1) 設計金額の全てを見積りにより算出した業務委託
- (2) その他、案件毎に最低制限価格を設定しないことが適当であると認められる業務委託

第2 その他

この運用は、令和3年4月1日から適用する。